○**内閣府令厚生労働省令第十五号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

**附　則**

この命令は、令和八年八月七日から施行する。

○**内閣府令農林水産省令第十一号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年内閣府農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

**附　則**

この命令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

## デジタル庁令・省令

○**デジタル庁令第一号**
**財務省令第一号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

独立行政法人国立印刷局に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人国立印刷局に関する命令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （企業会計原則等）<br>**第八条**　［略］<br>2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。<br>3　［略］ | （企業会計原則等）<br>**第八条**　［略］<br>2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。<br>3　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この命令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。